

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長泉町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県駿東郡長泉町長

公表日

令和1年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。</p> <p>住民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険税計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第9条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	(1)国民健康保険システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー (5)中間サーバー (6)国保総合システム (7)国保情報集約システム (8)医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル (7)世帯所得区分情報ファイル	(2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル (6)資格情報ファイル (8)国保資格取得喪失年月日連携ファイル (9)市町村被保険者ID連携ファイル (10)資格履歴ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項、別表第一項番16(賦課)、別表第一項番30</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条</p> <p>国民健康保険法 第9条第1項、第9条第2項(第22条において準用する場合も含む。)、第9条第3項(第22条において準用する場合も含む。)、第9条第6項(第22条において準用する場合も含む。)、第9条第9項、第42条第1項第3号、第42条第1項第4号、第44条、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第63条の2、第64条、第72条、第76条、第76条において準用する介護保険法第134条、第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合も含む。)、第77条、第113条の3 第1項及び第2項、第116条、第138条第1項、第141条第1項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>番号法 附則第6条第4項、第19条第7号、別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番42、46 <別表第二における情報照会の根拠> 項番42、43、44、45</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第26条</p> <p>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部門福祉保険課
②所属長の役職名	福祉保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@town.nagaizumi.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828 長泉町企画財政課企画調整チーム 055-989-5504 kikaku@town.nagaizumi.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I 1. ③システムの名称	(1)国民健康保険システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー (5)中間サーバー (6)国保総合システム	(1)国民健康保険システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー (5)中間サーバー (6)国保総合システム	事前	国民健康保険制度改革に伴うシステム改修に備えた再評価による変更
平成30年4月2日	I 1. ③システムの名称	(1)国民健康保険システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー (5)中間サーバー (6)国保総合システム	(1)国民健康保険システム (2)収納管理システム (3)滞納管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー (5)中間サーバー (6)国保総合システム (7)国保情報集約システム	事後	国民健康保険制度改革に伴うシステム改修に備えた再評価による変更
平成30年4月2日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)被保険者台帳情報ファイル (2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル (6)資格情報ファイル (7)世帯所得区分情報ファイル	(1)被保険者台帳情報ファイル (2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル (6)資格情報ファイル (7)世帯所得区分情報ファイル	事後	国民健康保険制度改革に伴うシステム改修に備えた再評価による変更
平成30年4月2日	I 5. ②所属長	秋山 勉	井出 雅人	事後	国民健康保険制度改革に伴うシステム改修に備えた再評価による変更
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	井出 雅人	削除	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	新設	福祉保険課長	事後	
令和1年6月26日	II しいき値判断項目1. 対象人数-いつ時点の計数か	平成29年4月3日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しいき値判断項目2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年4月3日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護審査書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	新設	十分である	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 8. 監査	新設	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	新設	十分である	事後	
令和2年12月23日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 住民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第9条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 住民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険料計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第9条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して(被保険者等)に係る情報の収集または整理に関する事務及び(被保険者等)に係る情報の利用または提供に関する事務を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえオンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することと、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険	事後	国民健康保険制度改革に伴うシステム改修に備えた再評価による変更
令和2年12月23日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1)被保険者台帳情報ファイル (2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル (6)資格情報ファイル (7)世帯所得区分情報ファイル	(1)被保険者台帳情報ファイル (2)賦課情報ファイル (3)給付情報ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納情報ファイル (6)資格情報ファイル (7)世帯所得区分情報ファイル (8)国保資格取得喪失年月日連携ファイル (9)市町村被保険者ID連携ファイル (10)資格履歴ファイル	事後	国民健康保険制度改革に伴うシステム改修に備えた再評価による変更
令和2年12月23日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一項第16(賦課)、別表第一項第30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 国民健康保険法 第9条第1項、第9条第2項(第22条において準用する場合を含む。)、第9条第3項(第22条において準用する場合を含む。)、第9条第6項(第22条において準用する場合を含む。)、第9条第9項、第42条第1項第9号、第42条第1項第4号、第44条、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第63条の2、第64条、第72条、第76条、第76条において準用する介護保険法第134条、第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第77条、第116条、第138条第1項、第141条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一項第16(賦課)、別表第一項第30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 国民健康保険法 第9条第1項、第9条第2項(第22条において準用する場合を含む。)、第9条第3項(第22条において準用する場合を含む。)、第9条第6項(第22条において準用する場合を含む。)、第9条第9項、第42条第1項第9号、第42条第1項第4号、第44条、第52条、第52条の2、第54条、第54条の3、第54条の4、第55条、第57条の2、第57条の3、第58条第1項、第63条の2、第64条、第72条、第76条、第76条において準用する介護保険法第134条、第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第77条、第116条、第138条第1項、第141条第1項、第141条第2項	事後	国民健康保険制度改革に伴うシステム改修に備えた再評価による変更
令和2年12月23日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法 第19条第7号、別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番42、46 <別表第二における情報照会の根拠> 項番42、43、44、45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第26条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法 別表第6条第4項、第19条第7号、別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> 項番42、46 <別表第二における情報照会の根拠> 項番42、43、44、45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第26条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	国民健康保険制度改革に伴うシステム改修に備えた再評価による変更